

国立大学法人筑波大学

中期目標・中期計画

| | |
|------------|----------|
| 平成16年5月26日 | 中期目標提示 |
| 平成16年6月 3日 | 中期計画認可 |
| 平成17年2月 1日 | 中期計画変更認可 |
| 平成17年3月31日 | 中期計画変更認可 |
| 平成18年2月17日 | 中期計画変更認可 |
| 平成18年3月30日 | 中期目標変更提示 |
| 平成18年3月31日 | 中期計画変更認可 |
| 平成19年3月29日 | 中期目標変更提示 |
| 平成19年3月30日 | 中期計画変更認可 |
| 平成20年3月25日 | 中期目標変更提示 |
| 平成20年3月31日 | 中期計画変更認可 |
| 平成21年3月30日 | 中期計画変更認可 |

目 次

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|---|---------|
| (前文) 大学の基本的な目標 | 1 頁 |
| I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 | |
| 1 中期目標の期間 | 1 |
| 2 教育研究上の基本組織 | 1 |
| II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | |
| 1 教育に関する目標 | |
| (1) 教育の成果に関する目標 | 1 |
| (2) 教育内容等に関する目標 | 2 |
| (3) 教育の実施体制等に関する目標 | 3 |
| (4) 学生への支援に関する目標 | 5 |
| 2 研究に関する目標 | |
| (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 | 6 |
| (2) 研究実施体制等の整備に関する目標 | 7 |
| 3 その他の目標 | |
| (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 | 9 |
| (2) 附属病院に関する目標 | 9 |
| (3) 附属学校等に関する目標 | 10 |
| I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 教育に関する目標を達成するための措置 | 1 |
| (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 | 1 |
| (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 | 2 |
| (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 | 3 |
| (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 | 5 |
| 2 研究に関する目標を達成するための措置 | 6 |
| (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 | 6 |
| (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 | 7 |
| 3 その他の目標を達成するための措置 | 9 |
| (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 | 9 |
| (2) 附属病院等に関する目標を達成するための措置 | 10 |
| III 業務運営の改善及び効率化に関する目標 | |
| 1 運営体制の改善に関する目標 | |
| 2 教育・研究組織の見直しに関する目標 | 11 |
| 3 人事の適正化に関する目標 | 13 |
| 4 総人件費改革に関する目標 | 17 |
| 5 事務等の効率化・合理化に関する目標 | 18 |
| II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 | 11 |
| 2 教育・研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 | 13 |
| 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 | 17 |
| 4 総人件費改革に関する目標を達成するための措置 | 18 |
| 5 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 | 18 |
| IV 財務内容の改善に関する目標 | |
| 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 | |
| 2 経費の抑制に関する目標 | 19 |
| 3 資産の運用管理の改善に関する目標 | 19 |
| III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 | 19 |
| 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 | 19 |
| 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 | 20 |
| V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 | |
| 1 評価の充実に関する目標 | 20 |
| 2 情報公開等の推進に関する目標 | 20 |
| IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 | |
| 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 | 20 |
| 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 | 20 |
| VI その他業務運営に関する重要目標 | |
| 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 | 20 |
| 2 安全管理に関する目標 | 21 |
| V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 | 20 |
| 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 | 21 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| VI | 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 | 22 |
| VII | 短期借入金の限度額 | 22 |
| VIII | 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 | 22 |
| IX | 剰余金の使途 | 23 |
| X | その他 | |
| 1 | 施設・設備に関する計画 | 23 |
| 2 | 人事に関する計画 | 23 |
| 3 | 中期目標期間を超える債務負担 | 24 |
| 4 | 災害復旧に関する計画 | 25 |

国立大学法人筑波大学の中期目標・中期計画

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|--|--|
| <p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>先端的・独創的な知の創出と個性輝く人材の育成を通じて世界に貢献することを使命とし、以下の項目を基本的な目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 学群においては広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材の育成2 大学院においては深い専門性に裏付けられた独創性と柔軟性を兼ね備えた研究者及びグローバルな視野と専門的実務能力を併せ持つ高度専門職業人の養成3 筑波研究学園都市の充実した研究環境を活かし、卓越した研究成果と有為な人材を産み出す新たな教育研究拠点の創出4 学術的・社会的意義のある基礎研究及び応用研究の重点的な推進並びに学術文化の継承発展に資する基礎研究及び展開研究の推進5 開かれた大学として、国際社会、地域社会、産業界との連携により、積極的に社会に貢献6 常に時代をリードする大胆な大学改革の率先により、我が国の高等教育及び学術研究全体の改革を強力に推進 | |
| <p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> | |
| <p>1 中期目標の期間</p> <p>国立大学法人筑波大学の中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> | |
| <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表に記載する学群及び研究科を置く。</p> | |
| <p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>(学群)</p> <p>広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材を育成するため、教養教育、専門基礎教育及び専門教育のバランスに配慮した教育を推進。</p> | <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>(学群)</p> <p>○教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>教養教育では、主として自主的学習能力、コミュニケーション能力、豊かな心や健やかな身体を自ら育む能力及び国際的な活躍に必要な能力を涵養し、専門基礎教育及び専門教育では、主として専門分野に関する確かな学力を育成。これらを総合した教育目標とその達成方法を表示する枠組みを「筑波スタンダード」として設定。</p> <p>○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>社会の各分野において指導的役割を担う人材として、企業、国・地方自治体・各種団体等の公的セクター及び専門職への就職、並びに大学院への進学。</p> <p>また、専門職に係る各種資格試験等については、合格率の一層の向上を図る。</p> <p>特に医師国家試験については合格率を90%以上を維持。</p> <p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> |

(大学院)

深い専門性に裏付けられた独創性と柔軟性を兼ね備えた研究者と、グローバルな視野と専門的実務能力を併せ持つ高度専門職業人を養成。

- ①社会に分りやすい「筑波スタンダード」を設定し、それに基づき教育の成果を検証。
- ②卒業生の追跡調査等、多様な方法により、教育の効果を客観的に検証。

(大学院)

○修了後の進路等に関する具体的目標の設定

大学等で学問の継承発展を担う研究者、産業界等で研究に携わる研究型高度専門職業人及び社会の各分野で指導的役割を果たす実務型高度専門職業人等、多様な進路に応じて国際的に幅広く活躍しうる人材の育成。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ①新しい評価システムの導入による教育組織の活動の客観的評価と大学院生の論文発表・口頭発表に対する外部からの評価を基に、教育の成果を検証。
- ②企業・公的機関・大学・学会等における修了生の評価、活躍状況等、多様な方法により調査し、教育の効果を客観的に検証。

(2) 教育内容等に関する目標

(学群)

○アドミッション・ポリシーに関する基本方針

教育目的と社会的要請を考慮しつつ、それぞれの分野の教育内容に応じて、志願者の多様な資質や能力を多面的に評価するとともに、入学後の能力の伸長も見据えた入学者選抜を実施。

○教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針

広い視野と豊かな人間性を養う教養教育的な科目と、専門分野の確かな学力を養う専門教育的な科目を有機的に連携させたカリキュラムを編成。また、学問分野の特性、教育目的に合わせた適切かつ多様な授業形態を採用することにより学習の効率化を図るとともに、適切な成績評価を実施。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(学群)

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①担当副学長の下で入学者選抜全体を企画し、各学群において実施。実施結果を評価し、次年度に反映。
- ②一般入学試験、推薦入学試験、アドミッションセンター入学試験等の多様な選抜方法を工夫・実施するとともに、選抜方法によっては小論文、面接、実技等を効果的に活用。
- ③入学者選抜の実施及び調査研究等のための学内共同教育研究施設を設置。
- ④受験生の説明会を全国及び地区別に毎年度30回程度開催し、本学が求める学生の確保を図る。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①各教育組織の目標に応じて、教養教育的な科目と専門教育的な科目のバランスを考慮しながら、1年次から専門課程を履修するくさび型のカリキュラムを編成。
- ②広い視野と豊かな人間性を養う教養教育的な科目として、総合科目、国語、外国語、体育等を開設。
- ③国際的な活躍に必要な能力（IT技術力、英語運用能力、国際理解力）を集中的な教育により強化。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ①学問分野の特性、教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習等、適切な授業形態を組み合わせ、さらにマルチメディア機器の活用等、多様な学習指導法による教育を実施。
- ②少人数のセミナー等きめ細かい指導を行う科目を充実。

○教育の改善のための具体的方策

(大学院)

○アドミッション・ポリシーに関する基本方針

学問分野の特性と、研究者養成、研究型高度専門職業人養成、実務型高度専門職業人養成の目的に応じた入学者選抜を実施。

○教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針

研究科の教育目的に応じて各学問分野ごとにカリキュラムを編成し、適切な授業形態と論文指導体制、適切な成績評価と学位審査により修了生の質を確保。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

学群においては、個性豊かな学群教育を実現するた

授業の改善と質的向上を図るため、全ての部局において FD（授業評価を含む。）を実施。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①学生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画並びに評価基準をシラバス等に明示の上、単位制の趣旨を踏まえた適切な成績評価を実施。
- ②学習効果を高めるため、学期ごとに成績評価を実施。
- ③学生の理解度に応じたきめ細かなアフターケアを実施。

(大学院)

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①担当副学長の統括の下、各研究科において企画・実施。実施結果を評価し、次年度に反映。
- ②一般入学試験、推薦入学試験等を行うとともに、小論文、面接及び社会的活動や実務経験等を評価するなど多様な選抜方法を実施。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①学問分野の特性や養成する人材像に応じて、5年一貫の課程、区分制の課程、前期2年の課程、後期3年の課程等、多様な専攻編制による大学院の整備を図る。
- ②これまでの教育研究の成果を踏まえ、今後、社会的需要を考慮しつつ様々な分野において専門職大学院の整備を図る。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ①学問分野の特性、教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習等、適切な授業形態を組み合わせ、さらに、セミナー、討論、プレゼンテーション、事例研究、現地調査、論文指導等、多様な学習指導法による教育を実施。
- ②研究者養成においては、論文指導を重視。高度専門職業人養成においては、事例研究、現地調査、実習等、実践的で多様な授業を展開し、実務に必要な学習量を確保。
- ③マルチメディア機器やコンピュータ・ネットワークの整備により、授業形態、学習指導法等の多様化を図る。
- ④専攻分野の特性に応じて、複数教員による論文指導体制の充実を図る。
- ⑤国際化に対応して、英語による授業の充実を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①大学院生に対してあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準をシラバス等に明示の上、単位制の趣旨を踏まえた適切な成績評価を実施。
- ②大学院生の授業に対する日常的な取組み、内外の研究集会における研究発表、研究論文の出版等を成績評価対象として重視。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○基本的な組織の編制方策

めの全学的な体制を整備するとともに、弾力的な転換が可能となる教育組織を編制。

大学院においては、各研究科の教育目標に対応した教育研究を円滑かつ効果的に遂行できる組織を編制。

- ①時代の進展や社会的要請の変化に柔軟に対応するため、不断に組織編制の見直しを図る。
- ②学校教育法第53条ただし書に基づき、学部に代わる組織として学群及び学系を設置。
- ③学群は、広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材の育成を目的として設置。
学系は、専門的な学問分野を同じくする教員で構成され、研究科等からの要請による教員審査、個人及び組織の業績評価を行うほか、必要に応じ大学の発展に資する企画提言機能を発揮する組織として設置。
- ④深い専門性に裏付けられた独創性と柔軟性を兼ね備えた研究者等の養成を目的として、大学院博士課程研究科を設置。
- ⑤高度専門職業人の養成を目的として、大学院修士課程研究科を設置。
- ⑥専門職大学院の設置を図る。

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ①各学群、各研究科の特質と学生定員を踏まえ、必要な教職員を配置。さらに、本部の戦略的計画に基づき、教職員を追加配置。
- ②授業形態、受講者数等に応じ、教育の効果をあげるため、また、大学院生に教育経験の機会を提供するため、T Aの効果的な配置を図る。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ①学内共同利用の教育研究施設を設置して、教育に必要な設備を整備し効果的に利活用。
- ②中央図書館のほか、体育・芸術、医学、図書館情報学及び大塚の専門図書館を設置して、図書、雑誌、電子媒体等を系統的に収集整備し提供を図るとともに、電子化の推進により図書館利用形態の多様化を図る。
- ③コンピュータリテラシー教育推進のため、学内 LAN 及び端末室等情報教育基盤設備の整備充実を図る。
- ④情報ネットワーク等を利用した遠隔教育・e-ラーニングの導入を図る。
- ⑤その他、学群、大学院の発展の基礎となる教育に必要な設備の整備を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ①各組織及び各教員に関する評価システムを全学的に導入するとともに、評価結果をカリキュラムの再編成、教育方法の改善等に結びつけるシステムを整備。
- ②担当副学長の下に教育方法等の改善のための組織を置き、全学及び部局ごとに教育改善を推進。
- ③教育活動の評価に当たっては、組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から実施。
- ④各組織及び各教員が行う自己評価、教員相互のピアレビュー、学生による評価、第三者機関による評価、卒業生に対する職場や社会等の外部からの評価等、多角的に教育活動を検証。
- ⑤優れた教育活動を行っている教員に対する顕彰等、インセンティブを付与するシステムを構築。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ①教員相互の授業参観、教材・授業方法等についての研究会、新任教員研修会等の実施体制を整備。
- ②学内でプロジェクトを組織し、教授法開発のための研究を推進。

○学内共同教育等に関する具体的方策

- ①学内共同利用の教育研究施設を設置して、外国語、保健体育、留学生支援等に関する業務を一元的に実施。
- ②全学共通科目として外国語、体育等のほかに、広い視野から学問への関心を高める目的で、学生の所属学群の区別なく履修できる総合科目を開設。

○学群、大学院の教育実施体制等に関する特記事項

- ①担当の副学長を置き、学群、大学院における教育を統括。
- ②幅広い分野に基礎を置く学群と特定の専門分野に基礎を置く学群を設置。
- ③学群と大学院は異なる編制により設置。
- ④物質・材料研究機構との連携による物質・材料工学分野の専攻設置など、筑波研究学園都市を中心に各種研究機関との連携による専攻を整備し、順次その拡大を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

社会人、外国人及び障害者等を含めた多様な学生が快適で充実した学生生活を送れるように、学生相談体制の充実及び学生生活関係施設等の整備充実を図るなど、学生生活支援体制を強化。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ①担当副学長が学生への支援業務を統括。
- ②各種相談等の初期相談窓口の一元化と学務システムの充実改善を図る。
- ③心身に障害を持つ学生のための学習環境の改善。
- ④その他、学習相談・助言・支援体制の充実。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ①学生のメンタルヘルス、生活相談、進路相談等学生生活全般を支援する体制の充実。特に精神衛生相談、学生相談については、学内共同教育研究施設に専門スタッフ（平成16年度6名）を配置し、土日祝日を除く通年期間、カウンセリング対応をしている現体制の質的充実を図る。
- ②指導・助言及び意向反映制度であるクラス制度を根幹とした学生組織の活性化・強化を図る。
- ③キャリア教育、インターンシップ、就職ガイダンス、模擬試験等を充実させ、就職相談体制を強化。特に、学生からニーズの高い就職ガイダンス（毎年度30回以上開催・参加者総数延べ4,000名以上）については、更に充実を図る。
- ④学生及び教職員の心身の健康の保持増進とカウンセリングのための学内共同教育研究施設を設置。

○経済的支援に関する具体的方策

経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀な学生に対する入学料、授業料及

び寄宿料減免制度等の創設を図る。併せて、本学独自の奨学金制度を創設する方向で検討。

○社会人・留学生等に対する配慮

- ①社会人の生活スタイルに配慮した授業形態の設定。学生納付金の特例的な取扱いを含めた短期及び長期在学制度の創設を図る。
- ②留学生の渡日前入学許可の推進。
- ③授業及び生活面において、日本語修得の不十分な留学生に対する英語による支援。
- ④留学生（外国人学生を含む）に対する宿舎の確保等の各種支援、日本語教育、相談指導、地域社会との交流、短期交換留学等の充実とその支援のための学内共同教育研究施設の設置。

○キャンパスライフの充実

- ①豊かなキャンパスライフの実現を目指すため、課外活動（平成15年度活動団体数207、学生加入率53%）の活性化及び課外活動施設の整備・充実。
- ②福利厚生施設（食堂・喫茶等）並びに学生宿舎の整備・充実。

2 研究に関する目標

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

国内外から高い評価が得られる研究成果を産み出すことにより、学術文化の継承と発展及び新しい科学技術の創造に寄与。また、研究成果の公開と社会への還元を通じて世界に貢献。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

「教育・文化立国」、「科学技術創造立国」を目指す我が国の諸施策を踏まえつつ、新しい学問領域を拓く研究及び社会・経済・文化の発展に貢献できる研究を推進。

○大学として重点的に取り組む領域

- ①21世紀の科学技術の在り方を視野に入れ、国内外の社会的課題に対応した研究を重点的に推進。
- ②新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築、学術文化の発展的伝承につながる質の高い基礎研究を一層推進。また、新たな研究領域を創出。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ①技術移転機関（TLO）を活用しての積極的な技術移転及び大学発ベンチャーの創出の支援を推進するため、学内共同教育研究施設を設置。同施設において、技術移転、ベンチャー設立の可能性の高い共同研究に対して、中期目標期間中累計36件程度を学内公募プロジェクト方式により、研究スペース等を提供。
- ②学内学術情報基盤の整備を図る。また、研究成果の内外への発信体制を整備し、教員情報システム、学術論文データベース等研究情報の受発信の促進を図る。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ①各研究者・研究組織の研究水準・成果に関する具体的事項、数値に関する目標を定め、全学の推進体制のもとに外部評価を組み入れた新たな評価システムを整備。
- ②各研究者・研究組織の情報の収集・管理を行うシステムの構築を図り、客観的データを基

に評価を行うとともに、評価結果を各研究者・研究組織にフィードバック。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

世界的に評価されている研究及び成果が期待できる萌芽的研究に資源を重点配分して、研究面の個性化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に係る具体的方策

- ①各研究科の学生定員を踏まえ、必要な教職員を配置。さらに、本部の戦略的計画に基づき、必要に応じて学内研究拠点（センター、プロジェクト等）に教職員を配置。教員定員の一部については任期制とし、その拡大を図る。
- ②日本学術振興会特別研究員等の受入れ及び外部資金による若手研究者の雇用を積極的に促進。
- ③研究の活性化及び若手研究者の育成を目的として、R A等を効果的に配置。
- ④研究の必要に応じ、博士特別研究員、科学技術振興研究員等の非常勤研究員を効果的に配置。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ①研究資金が運営費交付金等の基盤的研究資金と外部からの競争的研究資金によるデュアルサポートシステムであることを前提に、大学として基盤的研究資金の十分な確保と競争的研究資金の更なる獲得増を図る。
- ②基盤的研究資金については、学内的に研究評価に基づく配分システムを確立し効果的に配分するとともに、萌芽的研究や新規研究分野の育成等のため、戦略的に配分。
- ③間接経費等大学全体の共通経費を、大学全体の研究環境及び研究支援環境の改善や戦略的計画に投入するとともに、評価に基づき研究組織への再配分を実施。
- ④研究スペースの一部について受益者負担による有料化を導入し、研究スペースの流動性を確保するとともに、得られた収入を研究環境の維持向上等に充当。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ①大学として重点を置く研究分野及び競争的研究資金を獲得した研究分野に対応する研究設備を中心に整備を図る。
- ②高度な情報処理基盤等、学内共同利用の研究基盤の整備を図る。
- ③老朽化した基盤的研究設備の整備を図る。
- ④設備の共同利用等、有効利用の促進と設備管理システムの整備を図る。
- ⑤研究設備の陳腐化を避ける等の目的でリース方式及びレンタル方式を活用。
- ⑥総合研究棟等を中心に全学共用研究スペースを設置し、研究スペースの流動化を図るなど研究環境を整備。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ①知財統括本部を置き、技術移転機関（T L O）との連携及び外部専門家の活用による知的財産の適切な管理・活用を推進。中期目標期間中に累計300件程度の発明届出を目指す。
- ②知的財産の効率的かつ効果的な管理・活用を目指し、新たな職務発明規則の制定及び発明補償制度を創設し、平成16年度から実施。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ①各組織及び各教員に関する評価システムを導入。
- ②評価基準、評価手順を明確化し、評価プロセスの透明化を図る。
- ③各組織及び各教員が行う自己点検・評価及び学外者による評価等、多角的に研究活動を検証。
- ④評価に基づく組織転換システム、教職員定員・研究費・スペース等の資源配分システムの整備。

○全国共同研究に関する具体的方策

- ①全国共同利用施設として物理学を中心とする計算科学と計算機科学の応用に関する先進的研究を行うための計算科学研究センターを設置し、研究推進に必要な高度計算設備及び施設の整備を図る。全国共同利用施設においては、その設置目的に照らして、学外の研究機関から招聘する共同研究者に対しても学内者と同等の研究環境を保証。
- ②国内外の研究機関との連携を深め、共同研究等の推進を図る。
特に、プラズマの研究に関しては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所との連携を強めて、双方向型共同研究等を推進するとともに、全国共同利用研究のための整備を図る。

○学内共同研究等に関する具体的方策

- ①学内共同教育研究施設として、先端的学際研究分野、DNA解析等遺伝子実験に関する研究分野、大学の機能や国際的教育開発に関する総合研究分野等に研究施設を設置。さらに、分野等の特性に応じて、国際、国内、地域の各レベルで関係機関等との連携を図る。
- ②産学官共同研究支援、学術情報サービスに関する分野等に学内共同教育研究施設を設置。
- ③先端医療分野、国際・地域・環境に関する総合的な分野等、本学の特色となる研究分野について研究体制の一層の整備を図る。

○大学院・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ①担当副学長を置き、研究実施体制を統括。
- ②学術上の要請や社会的要請が強い分野について、期限付き課題設定型の特別プロジェクト研究組織を設置。
- ③学内COEとなるべき拠点を育成するために、特別プロジェクト研究や学内プロジェクト研究等の各種プロジェクト研究等については、全学からの公募制による選考と一定期間後の研究成果の評価を実施。
- ④新設する計算科学研究センターについては、全国共同利用の附置研究所への転換を図る。
- ⑤特に優れた研究実績を挙げ、国際的・国際的な研究拠点となりうる学内共同教育研究施設については、全国共同利用施設や附置研究所への転換を視野に入れた整備拡充を図る。
- ⑥研究科等からの要請による教員審査、個人及び組織の業績評価を行うほか、大学の発展に資する企画提言機能を必要に応じて発揮する組織として学系を設置。学系は、専門的な学問分野を同じくする教員で構成。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

有為な人材の育成や研究成果の創出等、教育研究を通じて社会に貢献することに加え、国際社会、地域社会、産業界との連携により、知的成果を積極的に社会へ還元。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ①地元自治体との連携・協力体制を構築し、自治体のニーズに応じた各種事業の充実。（高大連携、出前授業、審議会委員の派遣等）
特に地元つくば市とは、医療・福祉・スポーツ等を中心に、過去5年間で160件を超す連携活動を更に充実・発展。
- ②社会のニーズを捉えた公開講座の開設等、社会サービスを積極的に推進。
- ③附属図書館や体育施設などの地域開放を推進。

○产学官連携の推進に関する具体的方策

- ①キャンパス・インキュベーションや企業との共同研究を促進するため、専用施設の整備と共同研究資金確保のための学内システムの整備を図り、共同研究、受託研究件数の増加を図る。（中期目標期間中：共同研究累計450件、受託研究累計900件程度）
- ②知財統括本部の設置により、リエゾン機能を強化。
- ③公的研究機関との共同研究体制を強化・促進。

○国公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ①筑波研究学園都市における中核的な大学として、地域の各種研究機関との連携を図る。また、広域的に諸大学等との各種連携体制及び支援体制の整備拡充を図る。
- ②学内外の教育関係機関等の教職員を対象としての研修会等を積極的に推進。
- ③他大学との連携協力による授業の実施及び教育研究基盤の整備等について検討。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ①国際交流協定の質の充実と協定校（平成15年度：27ヶ国・95機関）の拡大。
- ②国際交流事業資金の充実。
- ③UMAP単位互換方式の導入、留学生受入体制の充実。
- ④海外の優れた研究機関等との連携による国際共同研究の推進。
- ⑤国際会議等の開催を拡充し、研究情報の交換及び学生・研究者の相互交流を促進。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ①独立行政法人国際協力機構、世界銀行等の国際関係機関を通じた教育研究協力及び研究開発の推進。
- ②本学が教育研究の対象としている地域に関する農業、情報、文化等幅広い分野にまたがる教育研究とそれを通じた各種協力の推進を図る。

(2) 附属病院に関する目標

患者の希望を尊重し、十分な理解の元に、最適な医療を安全かつ快適な環境で提供するとともに、次世代を担う医療人の育成と新しい医科学の開発・研究を推

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上に関する具体的方策

- ①診療グループ中心の診療体制を再編し、先端医科学の技術応用、複数診療領域の連携、地域・社会との連携、予防医学・生体機能の維持、研究開発への特化等を特徴とした診療機

進。

また、地域の中核医療機関として社会に貢献し、国民の理解とともに歩む医療の運営を推進。

能をセンターとして整備。

- ②専門外来及び病診・病病連携を基盤とする外来診療体制の整備。
- ③医療の質の向上と安全管理の充実。
- ④患者の理解支援と情報提供のためのサービス充実。

○良質な医療人養成の具体的方策

- ①医師及びコ・メディカルの卒前・卒後・生涯教育を体系的に実施するための総合的な臨床教育研修体制の整備を進め、資質の向上を図る。
- ②教育研修の効果に対する評価システムの確立。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ①学際連携による医・工等の先端技術を利用した新たな医療技術の創出及びトランスレーショナル・リサーチの推進を図る。
- ②陽子線医学利用に関する研究施設との協力による陽子線治療の推進。
- ③創薬の推進と治験管理体制の整備。

○経営の効率化に関する具体的方策

- ①病床稼働率の向上と平均在院日数の短縮等により、病院収入の増加を図る。
- ②手術、集中治療等の運用効率を上げるために、看護師等の適切な配置を図る。
- ③物流管理システムの構築、機器の共用管理部門整備等による経営の効率化を推進。
- ④長期的視野に立脚した診療・経営情報の専門的収集と分析を行う体制の整備を図る。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ①病院長の裁量による機動的かつ弾力的な人事配置。
- ②外部委託を含む業務の見直しを推進。
- ③段階的症度別看護体制（P C）のあり方を再検討。

○管理運営等に関する具体的方策

- ①病院長を専任とし、附属病院を管理運営。
- ②病院長の権限・責任を明確にするとともに、副病院長を置き病院長の補佐体制を充実。
- ③先端医療や地域との連携医療に対応した病院の整備を図る。
- ④診療情報の電子化と地域医療機関とのオンライン情報交換の実現を図る。

○附属病院の整備

周産期総合医療センター等の診療部門や診療支援部門等の整備を図る。

（3）附属学校等に関する目標

児童、生徒等の心身の発達に応じた教育の実践を通じ、大学の教育研究に積極的に協力し、大学との連携をより強化。社会の要請や環境の変化に応じた附属学

（3）附属学校等に関する目標を達成するための措置

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ①附属学校の管理体制の確立及び効率化を図るため、附属学校の管理機関として附属学校教育局を設置。

校の在り方を検討し、初等中等教育改革を先導的に推進。

②障害の枠組みを超えた特別支援教育体制の整備を図るため、障害教育5校の機能的な統合を図り、附属特別支援学校を設置。

○大学との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ①大学との連携の下、附属学校の教育・研究機能の発展・強化のため、附属学校教育局に必要に応じ、教科、領域、研究課題に対応した指導教員を配置。
- ②大学と附属学校との連携を推進するため、附属学校教育局に大学・附属学校連携委員会と学校別に連携小委員会を設置。
- ③特別支援教育に関する附属学校や公立学校との連携協力のための体制の整備を図り、特別支援教育と教育相談を一層推進。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

特色ある選抜方法、入学定員、入試問題等について、学校毎に検討組織を設置するなど、入学者選抜を改善。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ①附属学校の教員については、附属学校教育局が公立学校との人事交流を一元的に実施。
- ②各附属学校の特性や人事を踏まえ、附属学校教育局が体系的に研修を実施。

○附属学校等の整備

- ①特別支援教育に関する実践的な教育研究と関係学校に対する支援を行うための体制の整備を図る。
- ②附属学校教育局と各附属学校の連携による、現職教員を対象としたリカレント教育を行うための整備を図る。
- ③学校教育研究に関する資料の整備を図る。
- ④附属学校教員等の適切な配置を図る。
- ⑤幼児児童生徒の安全確保及び附属学校の安全管理の徹底を図る。特に幼児児童生徒の安全確保のために警備員の配置及び監視カメラの設置等を図る。

○理療科教員の養成に関する具体的方策

特別支援学校（視覚障害領域）の理療の教科を担当する教員養成のための施設を設置。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

運営に学外者の意見を取り入れ、学長のリーダーシップの下、効果的、機動的な運営体制を構築。また、教育研究、管理運営等、諸活動の適正な評価に基づく資源の最適配分により、競争的な環境を醸成し、個性と活力のある大学を創出。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ①本部が担う法人全体としての経営機能と、部局が担う教育研究に関わる業務執行機能を分離。
- ②管理運営、教育研究等に係る事項を分担し所掌させるため、原則として専任の副学長を置き、これらの副学長を補佐し業務を執行する体制を整備。
- ③調整官を置き、本部部内又は本部部局間の連絡調整を実施。

④資源の配分、各部局の運営、教育課程の編成、教職員人事及び学生の身分の取扱等については、大綱的な基準を本部で決定し、具体的な基準の設定及びその運用については各部局の長の権限と責任において実施。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ①法人としての意思決定を行うため、法定されるもの以外に運営会議を置き、機動的な運営を図る。
- ②全学的審議機関として、法定される経営協議会及び教育研究評議会を設置。
- ③本部と各部局間の意思疎通及び共通理解を促進し、意見調整を図るため、本部・部局連絡会議を設置。
- ④学長、各部局の長等の権限を明確にし、権限委譲や会議体の削減を進めるなど、意思決定プロセスの効率化を図る。
- ⑤附属学校教育局を附属学校の管理機関とし、各附属学校の校長、副校長、教職員の人事、教育課程を管理。

○研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策

- ①各部局の長が、全学的な運営方針を踏まえ、その権限と責任において機動的に当該部局を運営できるよう、教員会議の審議事項を教員会議で審議すべき事項と部局の長の専決事項に整理。
- ②部局の長が当該部局における重要事項の企画立案等を行い、戦略的な部局運営ができるよう、教職員からなる部局の長の補佐体制を整備。特に、博士課程研究科長は原則として専任化。
- ③部局の長及びこれを補佐する管理職の教職員に対して、管理職研修を実施。
- ④博士課程研究科長の下に支援室を設置し、当該研究科及び関連する学群等の教育研究等を支援。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ①事務等組織を副学長の業務部門に対応する組織と研究科長等の部局の長を支援する組織に再編。
- ②事務職員等は、副学長や部局の長のスタッフとして専門的知識を活かし、大学運営に係る企画立案等に積極的に参画。
- ③教員及び事務職員等からなる副学長及び部局の長の補佐体制を整備。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ①組織の評価結果に基づく学内資源（教職員定員、予算、スペース）配分システムを導入。
- ②教職員定員については、学内教職員定員の効率化や戦略的定員配分を可能とするため、一定の教職員定員流動化率を設定し、全体の戦略及び各部局からの要求等を踏まえ再配分。
- ③予算配分に当たり、運営費交付金の一定率を大学全体の共通経費として留保するとともに、外部資金のうち、間接経費は大学全体の共通経費として留保。
- ④一部の光熱水料、スペースについては受益者負担の導入を図る。

⑤本部は、留保された予算や受益者負担により得られた収入を、全体の教育研究環境の維持向上及び戦略的計画に投入するとともに、部局に対する評価に基づき再配分。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

必要に応じて有資格者をコンサルタントとして活用。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

監事を補佐するため監査室を設置し、日常的、定期的に内部監査を実施。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

近隣の大学間等で事務職員等の人事交流・職員研修等の充実。

○情報システムの整備

- ①全学的な情報ネットワークと情報システム環境等の開発・整備を図る。
- ②学務システム、研究助成システム、学術情報サービス及び教員情報システムの機能向上を図る。
- ③給与、人事、会計等の業務システムを包括した全学的な経営情報システムの開発・整備を図る。

2 教育・研究組織の見直しに関する目標

本学の基本的な目標に沿って、教育・研究組織がより柔軟にかつ機動的に運営されるよう見直しを実施。

2 教育・研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育・研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ①本部は、中期計画、教育研究上の目標、課題等を踏まえ、定期的に実施する各組織の評価結果に基づき、組織の見直しを決定。
- ②各部局は、新たな教育・研究組織の設置や整備、又は再編等について本部に要求。本部は、教育研究上の効果、財政負担、要求組織の評価等を総合的に勘案し、意思を決定。
- ③教職員定員については、学内教職員定員の効率化や戦略的定員配分を可能とするため、一定の教職員定員流動化率を設定し、全体の戦略及び各部局からの要求等を踏まえ再配分。

○教育・研究組織の見直しの方向性

(A－学群)

学群ごとの教育方針やアドミッション・ポリシーを明確にし、社会的認知と評価を得るために、学士号の種別、教育分野の特性等を考慮した学群の改組再編を図る。特に、第一学群、第二学群、第三学群を中心に具体的な改組再編案を策定し実施を図る。
その他所要の整備を図る。

(B－大学院)

- ①当該教育研究分野の特性等に応じて、5年一貫の課程、区分制の課程、前期2年の課程、後期3年の課程等、多様な専攻の編制を図る。
- ②これまでの教育研究上の成果を踏まえて、多様な分野に既存の専攻や研究センターの転換等を含めて専門職大学院の設置を図る。

- ③研究の進展や社会的要請等を踏まえ、新たな領域に専攻の整備拡充を図るとともに、既存の専攻についても必要に応じて改組転換を図る。
- ④筑波研究学園都市の研究機関等と大学院における教育研究面での連携の推進を図る。

具体的には、以下のとおり

B－1 人文社会科学研究科（博士課程）

- ・人文科学分野、社会科学分野の拡充を図る。
- ・新たに地域研究又は国際学に関する博士の学位を授与する地域研究分野の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・上記に関連し、関係専攻の再編を図る。

B－2 ビジネス科学研究科（博士課程）

- ・企業科学分野、経営システム科学分野等の拡充を図る。
- ・ビジネス教育分野の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・新たにヒューマンサービスに関する修士及び博士の学位を授与するヒューマンサービス科学分野の新たな教育研究体制の整備を図る。

B－3 数理物質科学研究科（博士課程）

- ・数物分野、応物分野、物質分野等の拡充を図る。
- ・物質・材料研究機構との連携による、物質・材料工学分野等の専攻の設置など、新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・上記に関連し、理工学研究科の一部との統合を含めた専攻の再編を図る。

B－4 システム情報工学研究科（博士課程）

- ・5年一貫制博士課程を区分制博士課程に転換し、前期課程では、学類からの一貫カリキュラムの整備等によって専門教育を強化する。
- ・後期課程では、専攻を超えた目的別研究グループを形成し、問題解決型の人材育成を図る。特に、環境工学、宇宙システム、国際・基盤メディア、I T 工学分野等の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・上記に関連し、理工学研究科、経営・政策科学研究科との統合を含めた専攻の再編・拡充、また、筑波研究学園都市の研究機関等との連携強化を図ることにより、新たな教育研究体制の整備を図る。特に、経営・政策科学研究科との統合においては、民間及び公共部門における科学技術の展開軸を目指し、M B A プログラム及びM P P プログラムの整備を図る。

B－5 生命環境科学研究科（博士課程）

- ・生命科学分野、地球科学分野等の拡充を図る。
- ・新たに生命科学に関する博士の学位を授与する生命産業科学分野の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・筑波研究学園都市の研究機関等との連携により農業生産技術科学分野等の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・上記に関連し、当該研究分野の特性に応じ、5年一貫制博士課程から区分制博士課程へ転換し、新たな教育研究体制の整備を図り、併せて前期課程の拡充を図る。さらに理工学研究科の地球科学分野及びバイオシステム研究科等との統合を含めた専攻の再

編を図る。

B－6 人間総合科学研究科（修士課程）

- ・医学分野、ヒューマンケア科学分野、健康スポーツ科学分野等の拡充を図る。
- ・新たに看護学に関する修士及び博士の学位並びにカウンセリングに関する博士の学位を授与する看護科学分野、生涯発達カウンセリング科学分野の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・医科学研究科、体育研究科、教育研究科のそれぞれの研究科の一部との専攻の再編を図る。
- ・芸術研究科との統合を含めた専攻の再編を図る。

B－7 図書館情報メディア研究科（修士課程）

- ・知的コミュニティ基盤研究センターとの連携による図書館情報メディア分野の拡充を図る。
- ・情報・メディア分野の発展を目指して、既設研究科との再編を図る。

B－8 地域研究研究科（修士課程）

- ・地域研究分野、国際日本学分野、国際開発分野等への再編を図る。
- ・新たに日本語教育修士の専門職学位を授与する日本語教育分野の新たな専門職大学院の設置を図る。
- ・地域研究関連分野の発展を目指して既設研究科との再編を図る。

B－9 教育研究科（修士課程）

- ・障害児教育分野、教科教育分野、カウンセリング分野の拡充を図る。
- ・教育関連分野の発展を目指して、既設研究科との再編等を図る。

B－10 経営・政策科学研究科（修士課程）

- ・文理融合型高度専門職業人養成を目指し、システム情報工学研究科との統合を図り、MBAプログラム及びMPPプログラムの整備を図る。

B－11 理工学研究科（修士課程）

- ・理工学諸分野の拡充を目指して、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科、数理物質科学研究科との再編を図る。

B－12 環境科学研究科（修士課程）

- ・環境系課題を循環環境学と国際地域共生環境学に重点化し、新たな教育研究体制の整備拡充を図る。
- ・環境科学関連分野の拡充を目指し、新たな教育研究体制の整備を図る。

B－13 バイオシステム研究科（修士課程）

- ・バイオシステム分野、ポストバイオテクノロジー分野の拡充を図る。
- ・生命環境科学研究科との再編を図る。

B－14 医科学研究科（修士課程）

- ・基礎医科学分野、先端応用医科学分野等の拡充を図る。
- ・新たに医療福祉学に関する修士の学位を授与する医療福祉学分野の新たな教育研究体制の整備を図る。
- ・人間総合科学研究科への統合を図る。

B－15 体育研究科（修士課程）

- ・コーチ学分野等の新たな専門職大学院の設置を図る。

- ・人間総合科学研究科への統合を図る。

B－16 芸術研究科（修士課程）

- ・美術分野、デザイン分野等の拡充を図る。

- ・新たに世界遺産学に関する修士の学位を授与する世界遺産の保護、保存・修復分野の専攻を設置。

- ・芸術文化の企画運営分野について新たな教育研究体制の整備を図る。

- ・人間総合科学研究科への統合を図る。

B－17 その他

- ・人文社会科学研究科及びビジネス科学研究科の関連分野の見直しを含め、新たに法務博士の専門職学位を授与する法科大学院の設置を図る。

- ・関連組織の見直しを含め、経営大学院の設置を図る。

- ・既設の教育研究拠点の転換による大学経営分野の新たな教育研究体制の整備を図る。

- ・関連組織の見直しを含め、スクールリーダーシップ開発分野の新たな教育研究体制の整備を図る。

- ・その他所要の整備を図る。

(C－学系)

- ①研究上の目的及び教育上の必要性を考慮し、再編を図る。

- ②新たに看護科学系を設置。

(D－教育研究の拠点等)

D－1 計算物理学分野の拡充と併せて関連分野との統合により全国共同利用施設として、計算科学に関する研究拠点を整備。また、その成果を踏まえ、全国共同利用の附置研究所に転換を図る。

D－2 次のように教育支援及び研究支援を目的とする学内共同教育研究施設の統合を図る。

- ・国際交流・連携を一元化する方向の下に、国際化教育、留学生関連教育及びその支援等に関する機能の統合を図る。

- ・学術情報処理と教育機器に関する教育研究支援機能の統合を図る。

- ・加速器、低温、アイソトープ、分析、工作機器に関する教育研究支援機能の統合を図る。

D－3 次のような分野について新たな研究拠点を設置。

- ・先端医療分野

- ・国際・地域・環境に関する総合的な研究分野

- ・特別支援教育に関する実践的教育研究分野

D－4 次のような分野において研究拠点の一層の整備を図る。

- ・先端学際領域で産学官の連携によりプロジェクト型研究を推進するため、学内共同教育研究施設の一層の整備を図る。

- ・技術移転機関(T L O)を活用した積極的な技術移転分野及び大学発ベンチャーの創出

支援分野の整備を図る。

- ・組換えD N A等の遺伝子実験、遺伝子組換えモデル動物の開発、学際物質科学、地球環境等に関する分野について整備を図る。

D－5 その他

- ・大学経営分野については、大学経営を担う人材を育成する体制の整備を図る。
- ・遺伝子組換えモデル動物の作製については、全国への供給を目指して事業化を図る。
- ・教育研究、国際貢献交流、地域貢献交流及びその支援に関する所要の整備を図る。
- ・その他、教育研究に関する所要の整備を図る。

(E－附属学校)

教育体制等の整備充実を図るとともに、障害教育5校の機能的な統合を図る。

E－1 附属小学校

- ・小・中学校間の制度的、教育実践的研究を踏まえた小中高一貫教育を推進。

E－2 附属中学校

- ・小・中・高校間の制度的、教育実践的研究を踏まえた小中高一貫教育を推進。

E－3 附属駒場中学校

- ・社会のトップリーダーを育てる教育を実験的に実践。

E－4 附属高等学校

- ・中・高校間の制度的、教育実践的研究を踏まえた小中高一貫教育を推進。

E－5 附属駒場高等学校

- ・社会のトップリーダーを育てる教育を実験的に実践。

E－6 附属坂戸高等学校

- ・総合学科高等学校の研究校としてキャリア教育を実験的に実践。

E－7 附属視覚特別支援学校

- ・視覚障害教育の専門性を継承・発展。

E－8 附属聴覚特別支援学校

- ・聴覚障害教育の専門性を継承・発展。

E－9 附属大塚特別支援学校

- ・知的障害に関する特別支援教育の実践及び研究を推進。

E－10 附属桐が丘特別支援学校

- ・肢体不自由及び重度・重複障害教育の実践及び研究を推進。

E－11 附属久里浜特別支援学校

- ・自閉症者を対象とする教育の実践及び研究を推進。

E－12 その他所要の整備を図る。

3 人事の適正化に関する目標

教員の流動性を向上させるとともに、教職員の能力・業績を適切に反映させる評価システム、教員構成の多様性を推進する体制、柔軟で多様な人事制度、事務職員等の専門性の向上を図る制度及び人員管理制度を構築。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備、活用に関する具体的方策

- ①担当副学長を置き、教職員の人事を統括。
- ②人事評価システムの整備を図り、評価結果を昇任、配置換、給与等に反映。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

教員の勤務時間、兼職・兼業の在り方及びワークシェアリング、裁量労働制等の多様な人事制度の導入を検討。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

他大学等からの転任者の割合の高い本学の特色を活かしつつ、公募制人事の推進及び任期制導入組織の拡大及びテニュア制の導入等、教員の流動性向上を図る。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国人教員や女性教員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、国籍・性別を問わない人事を推進し、平成16年1月現在、外国人教員率（2.2%）、女性教員率（10.4%）の拡大を図る。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

採用：平成17年度以降の事務職員等の採用については、競争試験やその他能力の実証による選考により採用者を決定。

養成：階層別研修及び業務分野に応じた専門研修等を実施し、人材を育成。

人事交流：他機関との人事交流を維持。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

教職員の重点配置及び効率的配置のため、本部において一定の教職員定員流動化率を設定して、教職員定員管理を実施。

4 総人件費改革に関する目標

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

5 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務等組織を再編制し、その機能の再構築を図り、業務の一層の合理化、効率化に努めるとともに、企画立案機能の強化・充実を図る。

4 総人件費改革に関する目標を達成するための措置

○総人件費改革に関する具体的方策

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

5 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務等組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

①事務等組織を、本部管理部門、業務部門、教育研究支援部門に再編し、各担当副学長又は部局の長の下に設置。

②事務等組織は、企画立案等に積極的に参画し、学長、副学長、部局の長を補佐する体制へと強化。また、戦略的な課題に迅速に対応するためチーム制の導入を図る。

③意思決定の迅速化・諸手続きの簡素化・情報化の推進等により、会議体組織数や資料作成業務の削減など、既存業務の効率化を図ることにより生じた資源を用いて、大学としての戦略的企画業務、教育研究の質の向上及び学生支援業務への取り組みを強化。

④各事務等組織が全体として円滑かつ効率的に機能するよう調整官を置き、事務等組織の業務について、毎年度の自己点検・評価結果等に応じて業務内容又は組織の見直しを実施。

| | |
|---|--|
| | <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 事務職員等の採用試験、研修の企画・実施等、共同業務処理の促進。</p> <p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 ①業務の性質、経費、人事管理等の面から多角的に分析・評価し、効率的で高いサービスが見込まれる部門についてアウトソーシング導入を図る。 ②コア業務、非定型的業務、法令や社会通念上外部委託に馴染まない業務を除き、アウトソーシングの推進を図る。</p> |
| <p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 研究活動の活性化を図るため、外部資金獲得の基本戦略を確立し、大型プロジェクト経費をはじめとした外部資金の獲得をより一層推進。また、多様な収入源の確保に努め、自己収入の増加を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 教職員の意識改革を図るとともに、事務、事業、組織等の見直し、アウトソーシングの推進、競争入札や入札業者の多様化による調達コストの削減により、経費の合理化・効率化を図る。 また、管理業務の簡素化を図るとともに、管理運営費及び業務に要する経費の節減を図る。</p> | <p>II 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ①担当副学長を置き、研究活動に関する外部資金獲得全体について統括。 ②平成17年度を目処に外部資金獲得の基本戦略を策定し、以後、毎年度その見直しを図る。 ③外部資金情報の収集・提供を促進するための研究助成情報システムの拡充・整備。 ④学内シーズの発掘、データベースの構築、企業ニーズとのマッチングを推進する支援体制を確立。 ⑤外部資金を獲得した教員へのインセンティブの付与。 ⑥科学研究費補助金など、競争的外部資金獲得のための申請率の全学的引き上げを図る。</p> <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 ①学生の進路状況を踏まえた大学院等の整備を図り、学生納付金を確保。 ②附属病院については、必要な医療分野の整備・高度化、サービスの改善、施設整備、手術及び入院体制の整備・改善により診療報酬の增收を図る。 ③多様な競争的資金の獲得について組織的な取り組みを強化。 ④教育研究成果の社会還元等、国立大学法人の業務の範囲内で多様な活動を展開し、增收を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策 ①担当副学長を置き、財務関係全体を統括。 ②大学運営の業務について、各部局毎にコスト分析を実施。 • 人件費については、業務の見直し・電算化、アウトソーシングにより効率化を推進。 • 光熱水料については、施設の一斉休業等による節減対策を図る。 • 物品調達については、全学一元的大量購入の実施等により経費の効率化を推進。 • 支払い事務の一元化及びファームバンキングシステムの導入により銀行振込手数料の軽減化並びに資金管理の効率化を図る。 ③上記方策を実施することにより、管理的経費（新規事業分を除く。）の毎事業年度1%の</p> |

| | | |
|---|---|----------|
| | | 効率化を進める。 |
| 3 資産の運用管理の改善に関する目標 施設を有効に活用できるよう効率的かつ体系的な管理体制の整備充実を図る。また、資産の効率的・効果的運用を図る。 | 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ①学長を総括管理者として効率的な管理を徹底するため、管理区分及び責任を明確にした管理体制を整備。 ②保有資産のデータベース化と管理運用体制の改善。 ③余剰資金の効率的運用。 | |
| V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 透明性と公平性を備え、社会に対して説得力ある評価システムと、その評価結果を活用するシステムを構築し、教育研究の質的向上を図る。 2 情報公開等の推進に関する目標 情報公開法に基づく情報開示の適切な運用に努める。また、広報刊行物・ホームページ等を活用した大学情報の積極的な発信に努め、入学・学習機会、卒業後の進路、教育研究状況及び大学の運営実態等について、受信者の視点に立った広報活動の充実を図る。 | IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 ①担当副学長を置き、自己点検・評価全体について統括。 ②教育研究の活性化、競争的環境の醸成を目指す新たな評価システムを導入。 ③個人及び組織の評価に係るデータベースの維持管理を行う組織を設置。学内外の教育研究情報、環境情報を収集・分析・改善する組織を設置。 ○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 組織に関する評価結果を組織の見直しに活用するシステムを構築し、組織及び運営の改善に活用。 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 ○大学情報の積極的な公開・提供に関する具体的方策 ①情報公開法に基づく適切な情報公開を行うとともに、個人情報の保護に努める。 ②組織の評価結果を公表。 ○大学情報の積極的な広報に関する具体的方策 ①情報発信拠点としての体制を整備。 ②既存広報誌の見直し及び学内外のニーズを捉えた新たな広報誌の創刊を図る。 ③教員情報システムの公開。迅速な情報発信と内容更新。 | |
| VI その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 施設設備の定期的な点検評価を実施するとともに、教育・研究組織の転換及び施設設備の老朽・狭隘等に計画的かつ効率的に対応し得る維持管理と整備を図る。 | V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 ○教育研究等の質の向上について必要となる施設設備の整備に関する具体的措置 ①担当副学長を置き、施設設備の維持管理及び整備を統括。 ②先端的研究分野の施設設備の整備を図る。 ③老朽化施設の改善整備を図る。 | |

- ④大学院の拡充に伴う施設設備の整備を図る。
- ⑤先端医療や地域医療に対応するため、附属病院の施設設備の整備を図るとともに、国の財政措置の状況を踏まえ、大学用地内での再開発計画の推進を図る。
- ⑥その他、教育研究及び学内外との幅広い交流を目的とする施設設備等の整備を図る。

○必要となる施設設備の新たな整備手法に関する具体的措置

- ①生命科学動物資源センターの施設整備等事業については、PFI事業として確実に推進する他、他の施設においても民間資金導入による整備、外部資金による整備等の導入を図る。
- ②PFIを活用した附属病院再開発事業の実施に向け必要な手続き等を着実に行う。
- ③リース方式による整備を図る。
- ④地方自治体等との連携による施設設備の整備を図る。
- ⑤スペース利用の受益者負担等により確保された資金に基づく整備を図る。

○施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ①既存施設設備の利用状況調査による現状把握を平成16年度中に実施。その結果に基づき施設設備の共用化を推進。
- ②良好なキャンパス環境の維持管理を行うための経費を確保し、既存施設設備の劣化度調査の実施、老朽化施設設備の改修改善の計画策定・実施等を図る。
- ③可能な限り総合研究棟方式を採用し、老朽化施設の改善整備、大学院の整備に伴う施設設備の整備を図る。
- ④総合研究棟等を中心に20%以上の学内共用スペースの導入を図り、スペースの流動化と受益者負担等により確保された資金を通じ施設を効果的に活用。

○その他施設設備に関する特記事項

- ①段階的な取得を行っている大学用地、宿泊施設用地について、長期借入金を活用して一括して取得する。
- ②財団等からの用地借り入れに際しては、既存利用用地の見直しを実施。
- ③学生宿舎及び教職員宿舎等の効率的な運用を図る。特に、学生宿舎については、その管理体制の見直しを図る。
- ④東京キャンパスについて、施設設備の整備を図るとともに、所有用地の見直しを含めた高度な有効利用を図る。
- ⑤特に必要がある場合は、学外の商用施設等についても積極的に活用を図る。

2 安全管理に関する目標

全学及び学内各組織における安全管理体制及び危機管理体制を構築し、修学・職場環境を整備するとともに、教職員及び学生の安全管理、事故防止等を推進。

また、学外への安全配慮、倫理的配慮を含めた関係法令や指針等の遵守を徹底。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ①担当副学長を置き、安全管理全体を統括。
- ②安全・環境管理等に関する業務を一元的に管理する新たな体制を整備。
- ③労働安全衛生法等の関係法令及び学内規定に基づく安全管理体制並びに修学・職場環境の整備を図る。

- ④安全管理の実効性を確保するため、安全管理巡視、安全管理教育、防災訓練等を実施するとともに、事故防止等マニュアルの整備を図る。
- ⑤学外への安全配慮、倫理的配慮を含めた、組換えDNA実験、動物実験、クローン実験等に関する関係法令や指針等の遵守を徹底。

○学生の安全確保等に関する具体的方策

- ①安全管理教育の実施、事故防止等マニュアルの整備等、学生の安全確保を図る。
- ②学内諸施設への積極的な機械警備の導入等による監視体制の整備を図り、学生生活の安全を確保。
- ③学内におけるペデストリアンデッキや駐車場の整備等、交通環境の整備を図る。併せて、交通安全マニュアルの作成・配布等を通じた交通安全教育の充実を図る。

○附属学校の安全管理に関する具体的方策

幼児児童生徒の安全確保及び附属学校の安全管理の徹底を図る。
特に幼児児童生徒の安全確保のために、警備員の配置、監視カメラの設置等を図る。

○危機管理に関する具体的方策

安全管理の整備と併せて、全学的な危機管理体制の一層の整備充実を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
106億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・附属病院における施設の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の附属病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財源 |
|---|-------------|-----------------|
| ・小規模改修 ・筑波団地 土地購入 ・生命科学動物資源センター 施設整備等事業（PFI） ・災害復旧工事 | 総額 5,367 | 施設整備費補助金（5,367） |

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

- ア 教員の流動化を向上させ教育研究の活性化を図るため、既に任期制を導入している組織以外の組織への任期制・テニュア制の導入を進める。
イ 多様な経歴、経験等を持つ優れた教員を確保するため、教員の採用及び昇任に当たっては、公募により行うことを進めるとともに、外国人教員及び女性教員の採用の促進を図る。
ウ 法人の業務運営の効率化、効果的推進を図るため、優秀な人材の確保、適切な職員の配置、職員の資質の向上を図る。

(2) 人員に係る指標

教職員数の抑制を図るための教職員の効率的配置及び教育研究の質の向上を図るための教職員の重点配置を行うことを目的として、教職員定員流動化率を設定し、毎年度各組織から定員削減を行い、本部において定員の再配分を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 226,851百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

生命科学動物資源センター施設整備等事業

・事業総額：4,156,645千円

・事業期間：平成15～29年度（15年間）

（単位：百万円）

| 年度 財源 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | 中期目標 期間小計 | 次期以降 事業費 | 総事業費 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|-------|
| 施設整備 費補助金 | 0 | 101 | 158 | 163 | 168 | 173 | 763 | 1,578 | 2,341 |
| 運営費 交付金 | 0 | 79 | 155 | 170 | 165 | 160 | 730 | 1,086 | 1,815 |

筑波大学附属病院再開発事業

・事業総額：118,606,939千円

・事業期間：平成21～43年度（23年間）

（単位：百万円）

| 年度 財源 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | 中期目標 期間小計 | 次期以降 事業費 | 総事業費 |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|---------|
| 自己収入 及び施設 整備費 補助金 | | | | | | 300 | 300 | 118,307 | 118,607 |

ただし、金額は、PFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の事業の進捗状況を踏まえて決定される。また、施設整備の一定部分は施設整備費補助金によるが、その具体的な措置については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)
附属病院施設整備事業

(単位：百万円)

| 年度 財源 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | 中期目標 期間小計 | 次期以降 償還額 | 総債務 償還額 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|------------|
| 長期借入金 償還金 | 587 | 627 | 633 | 638 | 638 | 638 | 3,761 | 4,605 | 8,366 |

筑波大学用地一括購入事業

・償還期間：平成18～32年度（15年間）

(単位：百万円)

| 年度 財源 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | 中期目標 期間小計 | 次期以降 償還額 | 総債務 償還額 |
|------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|------------|
| 運営費 交付金 | | | 4,327 | 5,061 | 7,746 | 4,852 | 21,986 | 45,430 | 67,416 |

ただし、筑波大学用地一括購入事業に係る金額は金銭消費貸借契約による償還計画に基づき計算されたものであり、具体的な措置については、毎年度の予算編成過程において決定される。

(リース資産)
該当なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年12月に発生した暴風により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

| 中期目標 別表 | | 中期計画 別表 (収容定員) | | |
|---------|---|------------------------|---|---|
| 学 群 | 人文・文化学群 社会・国際学群 人間学群 生命環境学群 理工学群 情報学群 医学群 体育専門学群 芸術専門学群 | 平 成 16 年 度 | 第一学群 第二学群 第三学群 医学専門学群 体育専門学群 芸術専門学群 図書館情報専門学群 | 1, 620人 1, 780人 2, 140人 809人 (うち医師養成に係る分野595人) 960人 400人 660人 |
| | | | 人文社会科学研究科 ビジネス科学研究科 数理物質科学研究所 システム情報工学研究科 生命環境科学研究所 人間総合科学研究所 図書館情報メディア研究所 教育研究科 | 345人 (博士課程) 181人 (うち前期課程 120人) 604人 (うち5年一貫課程 358人) 430人 (博士課程) 505人 (博士課程) 644人 (博士課程) 137人 (うち前期課程 74人) 後期課程 61人 前期課程 240人 後期課程 6人 100人 (修士課程) 342人 (修士課程) 100人 (修士課程) 301人 (修士課程) 204人 (修士課程) 120人 (修士課程) 60人 (修士課程) 288人 (修士課程) 115人 (修士課程) 80人 40人 |

中期計画 別表（収容定員）

| | | |
|--------------------|--------------|--|
| 平成 17 年 度 | 第一学群 | 1, 620人 |
| | 第二学群 | 1, 780人 |
| | 第三学群 | 2, 140人 |
| | 医学専門学群 | 929人 (うち医師養成に係る分野595人) |
| | 体育専門学群 | 960人 |
| | 芸術専門学群 | 400人 |
| | 図書館情報専門学群 | 660人 |
| | 人文社会科学研究科 | 361人 (博士課程) |
| | ビジネス科学研究科 | 255人 (うち前期課程 120人 後期課程 65人 専門職学位課程 70人) |
| | 数理物質科学研究科 | 763人 (うち5年一貫課程 271人 前期課程 480人 後期課程 12人) |
| | システム情報工学研究科 | 879人 (うち5年一貫課程 262人 前期課程 511人 後期課程 106人) |
| | 生命環境科学研究科 | 716人 (うち5年一貫課程 394人 前期課程 215人 後期課程 107人) |
| | 人間総合科学研究科 | 705人 (博士課程) |
| | 図書館情報メディア研究科 | 137人 (うち前期課程 74人 後期課程 63人) |
| | 地域研究研究科 | 100人 (修士課程) |
| | 教育研究科 | 342人 (修士課程) |
| | 環境科学研究所 | 204人 (修士課程) |
| | 医科学研究所 | 60人 (修士課程) |
| | 体育研究科 | 288人 (修士課程) |
| | 芸術研究科 | 130人 (修士課程) |

中期計画 別表（収容定員）

| | | |
|--------|---|---|
| | 第一学群 第二学群 第三学群 医学専門学群 体育専門学群 芸術専門学群 図書館情報専門学群 | 1, 620人 1, 780人 2, 140人 1, 049人 (うち医師養成に係る分野595人) 960人 400人 660人 |
| 平成18年度 | 人文社会科学研究科 ビジネス科学研究科 数理物質科学研究科 システム情報工学研究科 生命環境科学研究科 人間総合科学研究科 図書館情報メディア研究科 地域研究研究科 教育研究科 環境科学研究科 体育研究科 芸術研究科 | 369人 (博士課程) 329人 { うち前期課程 120人 後期課程 69人 専門職学位課程 140人 } 777人 { うち5年一貫課程 184人 前期課程 480人 後期課程 113人 } 1, 018人 { うち5年一貫課程 84人 前期課程 722人 後期課程 212人 } 765人 { うち5年一貫課程 241人 前期課程 310人 後期課程 214人 } 820人 { うち修士課程 80人 5年一貫課程 494人 医学の課程 233人 後期課程 13人 } 137人 { うち前期課程 74人 後期課程 63人 } 100人 (修士課程) 352人 (修士課程) 204人 (修士課程) 288人 (修士課程) 130人 (修士課程) |

中期計画 別表（収容定員）

| | | |
|----------------|--------------|--|
| 平成 19 年度 | 人文・文化学群 | 960人 |
| | 社会・国際学群 | 660人 |
| | 人間学群 | 480人 |
| | 生命環境学群 | 1,020人 |
| | 理工学群 | 2,100人 |
| | 情報学群 | 980人 |
| | 医学群 | 1,049人 (うち医師養成に係る分野595人) |
| | 体育専門学群 | 960人 |
| | 芸術専門学群 | 400人 |
| | 人文社会科学研究科 | 377人 (博士課程) |
| 平成 19 年度 | ビジネス科学研究科 | 369人 (うち前期課程 120人) 後期課程 69人 専門職学位課程 180人 |
| | 数理物質科学研究科 | 785人 (うち5年一貫課程 97人) 前期課程 480人 後期課程 208人 |
| | システム情報工学研究科 | 1,040人 (うち前期課程 722人) 後期課程 318人 |
| | 生命環境科学研究科 | 1,019人 (うち5年一貫課程 132人) 前期課程 535人 後期課程 352人 |
| | 人間総合科学研究科 | 1,020人 (うち修士課程 115人) 5年一貫課程 481人 医学の課程 248人 前期課程 140人 後期課程 36人 |
| | 図書館情報メディア研究科 | 137人 (うち前期課程 74人) 後期課程 63人 |
| | 地域研究研究科 | 100人 (修士課程) |
| | 教育研究科 | 361人 (修士課程) |
| | 体育研究科 | 288人 (修士課程) |

中期計画 別表（収容定員）

| | | |
|------------------------|--------------|--------------------------|
| 平 成 20 年 度 | 人文・文化学群 | 960人 |
| | 社会・国際学群 | 660人 |
| | 人間学群 | 480人 |
| | 生命環境学群 | 1,020人 |
| | 理工学群 | 2,100人 |
| | 情報学群 | 980人 |
| | 医学群 | 1,049人 (うち医師養成に係る分野595人) |
| | 体育専門学群 | 960人 |
| | 芸術専門学群 | 400人 |
| 平 成 20 年 度 | 人文社会科学研究科 | 482人 |
| | | うち5年一貫課程 309人 |
| | | 前期課程 136人 |
| | | 後期課程 37人 |
| | ビジネス科学研究科 | 369人 |
| | | うち前期課程 120人 |
| | | 後期課程 69人 |
| | 数理物質科学研究科 | 783人 |
| | | 専門職学位課程 180人 |
| 平 成 20 年 度 | システム情報工学研究科 | 1,040人 |
| | | うち前期課程 480人 |
| | | 後期課程 303人 |
| | 生命環境科学研究所 | 1,047人 |
| | | うち前期課程 722人 |
| | | 後期課程 318人 |
| | 人間総合科学研究科 | 1,418人 |
| | | うち5年一貫課程 108人 |
| | | 前期課程 556人 |
| 平 成 20 年 度 | | 後期課程 383人 |
| | 図書館情報メディア研究科 | 137人 |
| | | うち修士課程 178人 |
| | | 5年一貫課程 282人 |
| | | 医学の課程 248人 |
| | | 前期課程 560人 |
| | | 後期課程 150人 |
| | | うち前期課程 74人 |
| | | 後期課程 63人 |
| 平 成 20 年 度 | 教育研究科 | 249人 (修士課程) |

中期計画 別表（収容定員）

| | | |
|------------------------|--------------|--------------------------|
| 平 成 21 年 度 | 人文・文化学群 | 960人 |
| | 社会・国際学群 | 660人 |
| | 人間学群 | 480人 |
| | 生命環境学群 | 1,020人 |
| | 理工学群 | 2,100人 |
| | 情報学群 | 980人 |
| | 医学群 | 1,057人 (うち医師養成に係る分野603人) |
| | 体育専門学群 | 960人 |
| | 芸術専門学群 | 400人 |
| 平 成 21 年 度 | 人文社会科学研究科 | 479人 |
| | | うち5年一貫課程 233人 |
| | | 前期課程 172人 |
| | | 後期課程 74人 |
| | ビジネス科学研究科 | 369人 |
| | | うち前期課程 120人 |
| | | 後期課程 69人 |
| | 数理物質科学研究科 | 783人 |
| | | 専門職学位課程 180人 |
| 平 成 21 年 度 | システム情報工学研究科 | 1,040人 |
| | | うち前期課程 480人 |
| | | 後期課程 303人 |
| | 生命環境科学研究所 | 1,075人 |
| | | うち前期課程 722人 |
| | | 後期課程 318人 |
| | 人間総合科学研究科 | 1,396人 |
| | | うち5年一貫課程 105人 |
| | | 前期課程 556人 |
| 平 成 21 年 度 | 図書館情報メディア研究科 | 137人 |
| | | 後期課程 414人 |
| | | うち修士課程 148人 |
| | | 5年一貫課程 93人 |
| | | 医学の課程 248人 |
| | | 前期課程 648人 |
| | | 後期課程 259人 |
| | | うち前期課程 74人 |
| | | 後期課程 63人 |
| 平 成 21 年 度 | 教育研究科 | 249人 (修士課程) |

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|---------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 248,453 |
| 施設整備費補助金 | 5,367 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 施設整備資金貸付金償還時補助金 | 11,268 |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 0 |
| 自己収入 | 141,299 |
| 授業料及入学金検定料収入 | 56,259 |
| 附属病院収入 | 80,458 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 4,582 |
| 产学連携等研究収入及び寄付金収入等 | 15,237 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| 計 | 421,624 |
| 支出 | |
| 業務費 | 382,997 |
| 教育研究経費 | 230,900 |
| 診療経費 | 73,703 |
| 一般管理費 | 78,394 |
| 施設整備費 | 5,367 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 产学連携等研究経費及び寄付金事業費等 | 15,237 |
| 長期借入金償還金 | 18,023 |
| 計 | 421,624 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額226,851百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。（ $D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。（ $D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑯ 「附属病院収入」：附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y)：学部・大学院教育研究経費（②、⑦）、附属学校教育研究経費（③・⑧）を対象。

E(y)：教育研究診療経費（⑨）、附置研究所経費（⑩）、附属施設等経費（⑪）を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費（④）を対象。

G(y)：特別教育研究経費（⑫）を対象。

H(y)：入学料収入（⑤）、授業料収入（⑥）、その他収入（⑭）を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y)：一般診療経費（⑯）、債務償還経費（⑰）、附属病院特殊要因経費（⑱）を対象。

J(y)：附属病院収入（⑯）を対象。（J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。

K(y)は、「経営改善額」。）

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y)：一般管理費（①）を対象。

M(y)：特殊要因経費（⑲）を対象。

【諸係数】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。
なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入については、17年度以降は見積り額により、产学連携等研究収入及び寄付金収入等については、17年度以降は16年度と同額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、17年度以降は見積り額により、施設整備費の小規模改修については、17年度以降は16年度と同額により試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

| 区分 | 金額 |
|--------------|------------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | 406,335 |
| 業務費 | 406,335 |
| 教育研究経費 | 62,179 |
| 診療経費 | 43,052 |
| 受託研究費等 | 10,782 |
| 役員人件費 | 1,391 |
| 教員人件費 | 160,660 |
| 職員人件費 | 82,238 |
| 一般管理費 | 33,150 |
| 財務費用 | 1,611 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 11,272 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | |
| 経常収益 | 407,229 |
| 運営費交付金 | 244,322 |
| 授業料収益 | 46,273 |
| 入学金収益 | 7,912 |
| 検定料収益 | 2,074 |
| 附属病院収益 | 79,967 |
| 受託研究等収益 | 10,782 |
| 寄附金収益 | 4,294 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 4,582 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 2,220 |
| 資産見返寄付金戻入 | 109 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 4,694 |
| 臨時利益 | 1 |
| 純利益 | 895 |
| 総利益 | 895 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------|---------|
| 資金支出 | 423,378 |
| 業務活動による支出 | 393,451 |
| 投資活動による支出 | 10,150 |
| 財務活動による支出 | 18,023 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 1,754 |
| | |
| 資金収入 | 423,378 |
| 業務活動による収入 | 404,989 |
| 運営費交付金による収入 | 248,453 |
| 授業料及入学金検定料による収入 | 56,259 |
| 附属病院収入 | 80,458 |
| 受託研究等収入 | 10,782 |
| 寄付金収入 | 4,455 |
| その他の収入 | 4,582 |
| 投資活動による収入 | 16,635 |
| 施設費による収入 | 16,635 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 1,754 |

[注]施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注]前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額（1,754百万円）が含まれている。